ナス一四〇六二四・一八六メートル、Ｙ＝一四六七三〇〇・〇〇一メートル）、Ｓ－二地点（Ｘ＝マイナス一四〇〇六四六・六〇四メートル、Ｙ＝一四六〇〇・七四八〇六・二六五メートル）、Ｓ－三地点（Ｘ＝マイナス一四〇六三六・二六五メートル、Ｙ＝一四六四八九・九二四メートル）、Ｓ－四地点（Ｘ＝マイナス一四〇〇六〇三・一三四メートル、Ｙ＝一四六三九三・二四三メートル）、三八地点（Ｘ＝マイナス一四〇四〇八・七九三メートル、Ｙ＝一四六三七七・八六〇メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び宮古島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十一号、昭和二十五年文部省告示第二十号、昭和五十年文化財保護委員会告示第百二十七号、昭和六十年文部省告示第百七十二号、平成二年文部省告示第二十二号、平成十年文部省告示第百十一号、平成十二年文部省告示第百十二号、平成十四年文部科学省告示第百十三号、平成十六年文部科学省告示第百十四号、平成十七年文部科学省告示第百十五号、平成十八年文部科学省告示第百十六号、平成二十年文部科学省告示第百十七号、平成二十二年文部科学省告示第百十八号、平成二十四年文部科学省告示第百十九号、平成二十六年文部科学省告示第百二十号、平成二十七年文部科学省告示第百二十一号、平成二十八年文部科学省告示第百二十二号	奈良県橿原市醍醐町	一六〇番、一六一番、一六二番、一六三番
岩橋千塚古墳群	昭和六十年文部省告示第百七十二号、平成二年文部省告示第二十二号、平成十年文部省告示第百十一号、平成十二年文部省告示第百十二号、平成十四年文部科学省告示第百十三号、平成十六年文部科学省告示第百十四号、平成十七年文部科学省告示第百十五号、平成十八年文部科学省告示第百十六号	和歌山県和歌山市	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅵ座標系を基準とする地点（Ｘ＝マイナス一九六八四〇八・七〇九〇一七メートル、Ｙ＝マイナス一九六八〇一〇・〇〇三メートル）、Ｈ－Ｋ－Ｂ－Ｋ－八〇〇・〇〇一